

川崎市事前協議に係る 公募要件等について

川崎市健康福祉局保健医療政策部
地域医療担当



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

1 公募要件



(1) 応募資格

病院又は、診療所の開設（予定）者であること。

(2) 応募の対象とする病床機能等

回復期・慢性期機能を担う病床であること（別表1）。

（別表1）「回復期または慢性期機能を担う病床として算定する入院料」

病床機能	算定される入院料
回復期	<ul style="list-style-type: none">・ 地域包括医療病棟入院料(※)・ 回復期リハビリテーション病棟入院料・ 地域包括ケア病棟入院料(※)又は 地域包括ケア入院医療管理料 (※)
慢性期	<ul style="list-style-type: none">・ 療養病棟入院基本料・ 有床診療所療養病床入院基本料・ 障害者施設等入院基本料・ 特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料・ 緩和ケア病棟入院料

※当該病棟が主に回復期機能を担う場合に限るものとします。



【神奈川県「病院等の開設等に関する指導要綱」より】

(1) 法に基づく病院等の開設等の許可申請書を、次に定める期間内に市長に提出することができる場合に限る。

ア 開設等に当たり工事を伴わない場合

原則として申出の翌年11月30日まで

イ 開設等に当たり工事を伴う場合

(ア) 改修（建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修）等による増床の場合
病床配分の決定通知日から1年以内

(イ) 新設（移転再整備を含む）及び増改築を伴う増床の場合
病床配分の決定通知日から2年以内

(ウ) 新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合
事業計画で予定する期日

(エ) 前3号に関わらず、市長と調整した結果、これにより難しいことが認められる場合
調整のうえ必要と認めた期間

(2) 原則として、開設等許可後10年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。

(3) 10年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

3 申出後の審査に係る視点



- 関係法令に抵触していないこと
- 神奈川県保健医療計画との整合性があること
- 病院等の開設等の計画に実現性・確実性があること
(工事計画、運営計画、人材確保等)

4 配分の考え方



- 川崎市内の既存の医療機関に、優先的に配分する。
- 次の事項等を踏まえ、総合的に配分を決定する。

- ・ 地域における医療需要
- ・ 地域医療連携への貢献度
- ・ 市医師会・市病院協会からの推薦や承諾の有無等

5 市内医療機関への優先配分について



(ア) 市内・市外の合計 ≤ 配分可能数の場合

順位に関係なく、希望病床数に応じて病床を配分する。

ただし、市外の医療機関で配分対象外となった医療機関については、病床を配分しない。

(イ) 市内の合計 ≤ 配分可能数の場合

a 市内医療機関

順位に関係なく、希望病床数に応じて病床を配分する。

b 市外医療機関

市内に配分した残数について、
得点順位の高次の者から順に配分する(※)。

(ウ) 市内の合計 > 配分可能数の場合

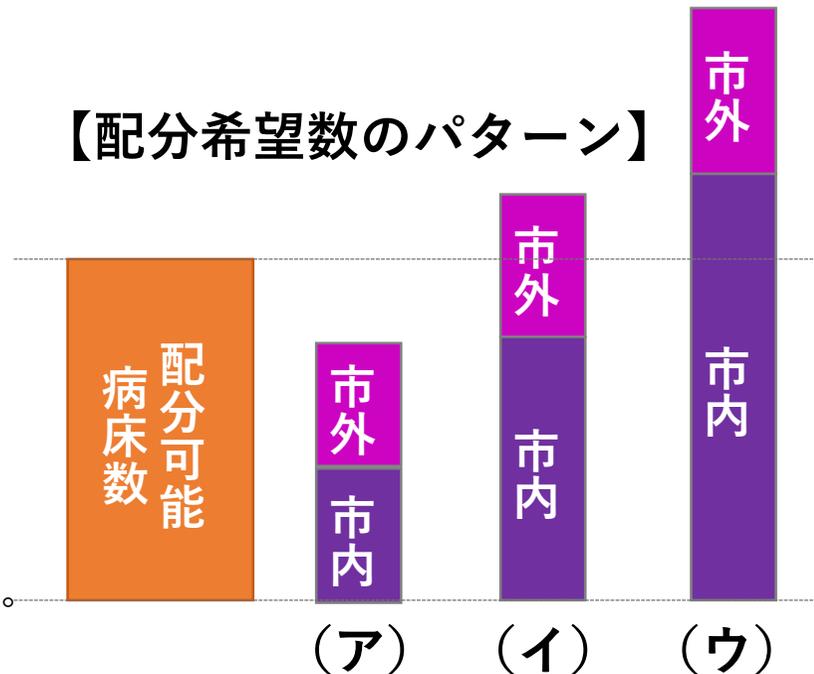
a 市内医療機関

病床の区分ごとに、得点順位の高次の者から順に配分する(※)。

b 市外医療機関

病床の配分を行わない。

【配分希望数のパターン】



※ 配分希望数が配分可能病床数を超えた場合の配分数の調整については、令和6年度第1回川崎地域地域医療構想調整会議における参考資料1「令和6年度病床整備事前協議の方向性」中の「公募病床数を上回る申出があった際の調整イメージ」を参考に、調整を行う予定。

6 配分決定までの流れ



協議書等 の提出

- 公募要項に基づき、指定された期日までに協議書等を提出します。

評価

- 川崎市地域医療審議会において、比較評価項目の内容も踏まえ、総合的に評価します。また、応募者へのヒアリングも行います。

配分案 の作成

- 川崎地域地域医療構想調整会議の意見を踏まえ、**市長が配分案を作成し、
県知事に報告**します。

決定

- **県知事は**、神奈川県保健医療計画推進会議及び神奈川県医療審議会での意見を踏まえ**事前協議の結果を決定**します。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市